



令和 8 年 8 月 27 日

内閣府政策統括官（防災担当）

## 令和 8 年梅雨前線豪雨、令和 8 年 8 月千葉豪雨等による災害に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

令和 8 年梅雨前線豪雨、令和 8 年 8 月千葉豪雨等による災害については、地方公共団体や関係省庁等による被害状況調査の結果、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定し、別紙の措置を適用する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

今後は、激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続を進めてまいります。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、桑

T E L : 03-5253-2111（代表、内線 51401） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

## 令和8年梅雨前線豪雨、令和8年8月千葉豪雨等による災害に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

### 1. 激甚災害の指定（見込み）

令和8年梅雨前線豪雨、令和8年8月千葉豪雨等による災害（仮称）

### 2. 適用措置の指定（見込み）

#### 【本激】

#### ①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。  
（過去5か年の実績の平均では農地は86%→97%に嵩上げ）

#### ②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

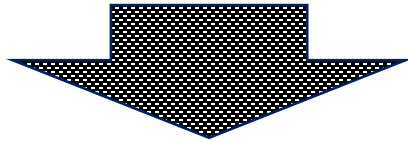
# 激甚災害指定により適用される措置の概要

(令和8年梅雨前線豪雨、令和8年8月千葉豪雨等による災害)

## (第5条) 農地等の災害復旧事業等

＜通常の災害時の措置＞ (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象
- 自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ
- 補助率  
農地 86% (地方負担分への交付税措置を加えると98.0%)  
(過去5か年の実績の平均)



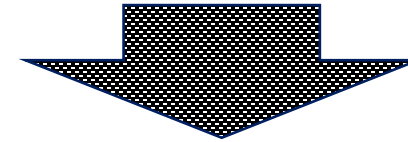
＜激甚災害指定時の措置＞

- 補助率を嵩上げ  
農地 86% ⇒ 97% (地方負担分への交付税措置を加えると99.6%)  
(過去5か年の実績の平均)

## (第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

＜通常の災害時の措置＞

- 国庫補助の対象とならない小規模な農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入
- 一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置  
【農林漁業施設】  
⇒起債充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% (財政力補正)



＜激甚災害指定時の措置＞

- 国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入  
(対象地域は総務大臣が告示)
- 小災害復旧事業債に係る地方財政措置  
【農地、農業用施設、林道】  
1か所の工事の費用が13万円以上40万円未満  
⇒起債充当率 (農地)50% (農業用施設、林道)65%  
(農地)74% (農業用施設、林道)80% (※)  
※特に被害の著しい区域の場合  
元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。